千葉市消費者教育推進計画の評価について

1 評価

それぞれの事業については、原則として、年度終了時に平成26年度の事業実績との比較によりa~dまでの評価を行います。

「評価の基準となるものが数値等客観的な指標で示せるもの」については2(1)に基づき評価を行いますが、事業の性質上、「事業内容が数値等客観的な指標で測れないもの」については2(2)に基づき評価を行います。

2 評価基準について

(1) 評価の基準となるものが数値等客観的な指標で示せるもの

【評価基準】

a:平成26年度よりも事業を拡充して実施した。(110%超)

b:平成26年度とほぼ同様に事業を実施した。(110%~90%)

c:事業を実施したが、平成26年度の実績を下回った。(90%~)

d:事業を実施できなかった。

-:事業を実施したが、申込みがなかった。事業の見直しを実施した。

(2) 事業内容が数値等客観的な指標で測れないもの

【評価基準】

a:事業を実施し、一定の成果を得た。

b:事業の進め方について検討が終了し、一部事業を実施した。

c: 事業の進め方について検討を継続した。

d:事業の進め方について検討したが事業化には至らなかった。検討を中止した。

-:事業の進め方について方針を変更した。

2 項目評価

消費者教育担当課が作成した評価基準を基に、各項目の評価の平均を算定します。

aを3点、bを2点、cを1点、dをO点とし、各項目の平均点を下記のとおり表示します。

【評価基準】

A:順調に取り組まれた。(項目の評価基準の平均点が2.5点以上)

B: 概ね取り組まれた。(項目の評価の平均点が 1. 5点以上 2. 5点未満)

C:概ね取り組まれたが、さらに積極的な取り組みが必要である。

(項目の評価基準の平均点が0.5点以上1.5点未満)

D:取組が不足した。(O. 5点未満)